

令和7年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和7年4月15日

湯 沢 市 農 業 委 員 会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和7年4月15日（火）午後4時00分

場所 湯沢ロイヤルホテル

開会 午後 4 時07分

閉会 午後 4 時32分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1 番	福嶋 富子	11番	麻生 良子
2 番	佐々木 昇	12番	沓澤 弥
3 番	伊藤 秀郎	13番	加藤 エリ子
4 番	川崎 秀悦	14番	佐藤 栄子
5 番	水戸 義昭	15番	高橋 郁夫
6 番	姉崎 与志弘	16番	高橋 忠雄
7 番	佐藤 昇	17番	宮原 正明
8 番	加藤 艶子	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
9 番	由利 幸悦	19番	高橋 伸太郎（会長）
10番	瀬川 等		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午後4時07分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 新山 栄泰
班 長 高山 善樹
主 幹 柴田 麻紀

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

- ・ 報告第1号 第8回運営委員会の報告について
- ・ 農地法に基づく届出等の報告
 - (1) 賃貸借契約合意解約通知
 - (2) 使用貸借契約合意解約通知
 - (3) 公共事業等に伴う一時転用の届出
 - (4) 申請許可状況
 - (5) 農地所有適格法人の報告等

3 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

		議 事
議	長	開会宣言 午後4時7分 委員総数19名中、ただいまの出席委員は、19名全員であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。 次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり)
議	長	それでは、9番 由利 幸悦 委員、10番 瀬川 等 委員 の両名を指名いたします。 次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議	長	それでは、本日一日限りと決定いたします。 本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案3件であります。 議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。 冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。 また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますので、ご協力をお願いいたします。 なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。 それでは、会務報告の説明をお願いいたします。
議	長	(新山事務局長、挙手) 新山事務局長。 (会務報告、朗読説明)
議	長	会務報告の内容について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、報告第1号 第8回運営委員会の報告をお願いします。

議 長	(9番 由利 幸悦 委員、挙手) 9番 由利 幸悦 委員。
議 長	(第8回運営委員会報告、朗読説明) 報告第1号 第8回運営委員会の報告について、ご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。 次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから3ページをご覧ください。 1 賃貸借契約合意解約通知は15件で、面積は41,445㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが6件、貸人の都合によるものが1件、第三者へ利用権設定するため6件、所有者の都合によるものが2件であります。 次に、2 使用貸借契約合意解約通知は1件で、面積は17,360㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが1件であります。 次に、3 公共事業等に伴う一時転用の届出は1件で、届出土地は、湯沢市■■■■■、地目は田、届出面積は3,346.40㎡、届出の事由は、県営ため池等整備（河川応対）事業、上野堰地区の実施に伴う作業ヤード用地として使用するためとなっており、使用期間は、令和7年2月1日から令和9年3月31日までとなっております。 次に、4 申請許可状況であります。先月の転用案件は1件で、5条賃貸借権設定申請番号 第6号は、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、3月21日付けで許可しております。 続きまして、議案書4ページをご覧ください。5 農地所有適格法人の報告等についてであります。これは、農地法第6条第1項の規定により、農地の権利を有する法人は、農林水産省令で定めるところにより、法人の毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、権利を有している農地の所在地を管轄する農業委員会に事業の状況等を報告することが義務付けられており、該当する農地所有適格法人37法人すべてから報告書の提出がされております。議案書5ページから14ページに、0法人要件確認書が掲載しておりますので、詳細についてご確認ください。要件の適否については、すべての法人が全項目で「適」となっていることを報告いたします。報告は以上です。

議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、ご了承願います。 次に議事に入らせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和7年4月15日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書16ページから17ページの 3条賃貸借権設定 申請番号 第28号、29号、30号、31号 は、9番 由利 幸悦 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、3条賃貸借権設定 申請番号 第28号 から 第31号 までを審議しますので、9番 由利 幸悦 委員の退席をお願いいたします。 (9番 由利 幸悦 委員、退席) (午後4時17分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書16ページから17ページをご覧ください。3条賃貸借権設定 申請番号 第28号、29号、30号、31号 は、面積が10,673㎡で、申請事由は、申請番号 第28号、30号、31号 は経営縮小のため、第29号 は農業廃止のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。

	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。3条賃貸借権設定 申請番号 第28号、29号、30号、31号 について、申請のとおり許可することといたします。 退席者の着席をお願いいたします。
	(9番 由利 幸悦 委員、着席) (午後4時19分)
議 長	次に、議案第1号 議事参与制限以外の案件について、事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案書17ページをご覧ください。議事参与制限以外の案件について、議事参与制限以外の3条賃貸借権設定は2件で、面積は5,607㎡であります。申請事由は、申請番号第26号、27号ともに経営縮小のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。 次に、議案書18ページから19ページをご覧ください。3条所有権移転は4件で、面積は30,093㎡であります。申請事由は、申請番号 第80号 は相続財産の処分のため、第81号、82号、83号 は経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。
	(質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第1号 議事参与制限以外の「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」を議題とします。案件について事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第2号「農用地利用集積等促進計画策定の要請について」、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請することの可否について、決定を要す。令和7年4月15日提出。説明は以上です。
議 長	ここで、議案書21ページ から 22ページの 農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第784号、785号、786号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第795号 は、17番 宮原 正明 委員 に関する案件となっております。 農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、農地中間管理事業 促進計画整理番号（転貸人へ）第784号、785号、786号 及び 促進計画整理番号（転借人へ）第795号 を審議しますので、17番 宮原 正明 委員の退席をお願いいたします。 (17番 宮原 正明 委員、退席) (午後4時22分)
議 長	事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書21ページから22ページをご覧ください。 促進計画整理番号（転貸人へ）第784号 の促進計画案は、賃貸借権の新規設定で、面積が42,903㎡、申請事由は、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定期間の満了に伴い、農地中間管理事業への切り替えを行うためであります。第785号、786号は賃貸借権の再設定で、面積が13,052㎡であります。 促進計画整理番号（転借人へ）第795号 についても、農地中間管理事業への切り替え 及び 再設定であります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和7年5月30日となっております。説明は以上です。

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。農地中間管理事業 促進計画整理番号(転貸人へ)第784号、785号、786号 及び 促進計画(転借人へ)整理番号 第795号 について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 退席者の着席をお願いいたします。 (17番 宮原 正明 委員、着席) (午後4時24分)
議 長	次に、議案第2号 議事参与制限以外の促進計画案について、事務局より説明をお願いします。
議 長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書22ページから25ページをご覧ください。 議事参与制限以外の農地中間管理事業の促進計画案(転貸人へ)は、賃貸借権の新規設定が14件で、面積は106,178.83㎡であります。申請事由は、促進計画整理番号(転貸人へ)第770号、及び 778号 から 783号 は経営縮小のため、第771号 から 777号 は農地中間管理事業への切り替えを行うためであります。 促進計画案(転借人へ)は、賃貸借権の新規設定が8件であります。申請事由は、促進計画整理番号(転借人へ)第787号、及び 790号 から 794号 は経営縮小のため、第788、789号 は農地中間管理事業への切り替えを行うためであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。 県の公告は令和7年5月30日となっております。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)

議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第2号 議事参与制限以外の促進計画案について、原案のとおり農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画の策定を要請することに決定します。 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1 農地法第4条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第4項及び第5項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2 農地法第4条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和7年4月15日提出。 議案書27ページをご覧ください。4条申請番号第1号について説明させていただきます。議案付属資料は11ページから21ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市■■■■■■■■■■、地目は田及び畑、面積は■■■■m²であります。 申請内容は、申請人は運送業（貨物自動車運送事業）の会社を営んでおり、事業拡大に伴う貨物自動車の増車により駐車場が不足しているため、現事業所に隣接する申請地に駐車場を整備するための転用であります。 申請地は、湯沢駅から■■■■■■■■■■km、市立山田中学校から■■■■■■■■■■に位置し、東側は雑種地、西側は田、南側は畑、北側は雑種地に隣接しており、農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しました。 事業計画は、申請地■■■■m²と、申請者所有の一体として利用する農地以外の土地■■■■m²を合わせた■■■■m²に、高さ■■■■m、土量■■■■m³の造成工事を行い、貨物自動車用の駐車場等を整備するものです。事業費は、造成・整地経費■■■■円、搬入費等諸経費■■■■円、計■■■■円で、資金計画は、全額自己資金となっており、通帳の写しにより確認しております。 被害防除計画については、西側及び南側の全部と、北側の一部を法面保護し、周辺に影響が無いよう配慮とのことであり、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水は自然流下により処理する計画です。

		許可判断として、第2種農地であります、申請農地に代えて当該事業の目的を達成出来る他の土地は無く、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外である規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむをえないものと判断しました。 説明は以上です。
議	長	ここで、現地確認結果について、17番 宮原 正明 委員 から報告願います。
議	長	(17番 宮原 正明 委員、挙手) 17番 宮原 正明 委員。
17	番	議案第3号の現地確認について報告いたします。 3月27日、16番 高橋 忠雄 委員と私の2名、事務局1名とで現地確認をまいりました。 先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。 報告は以上です。
議	長	説明及び報告が終わりました。議案第3号について質疑を行います。 何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議	長	質問なしの声がありますので、議案第3号について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。
議	長	これをもって、本日の議案は全て終了いたしました。 (午後4時32分終了)

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和7年4月15日

議 長 高橋 伸太郎 

署名委員 9番 由利 幸悦 

署名委員 10番 瀬川 尊 